

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 8 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に係る
非常勤講師の 5 月の勤務に関する留意点について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に係る非常勤講師の勤務に関して、4 月 30 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に係る非常勤講師の勤務に関する Q & A（4 月 30 日現在）について」にて連絡いたしました。下記の点につきまして、再度確認いただきますようお願いいたします。

また、各市町村教育委員会におかれましては、管内の学校へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 初任者研修非常勤講師（機関研修・年間 8 日）について、5 月の勤務計画のシステム入力を行っていない場合には、6 月初めのシステム入力の際に確実に追給の処理を行うこと。
※初任者研修非常勤講師（機関研修・年間 8 日）については、機関研修実施の有無に関わらず勤務日の変更ができないため、5 月の勤務がなくなることはありません。
- 2 免許外教科担任非常勤講師など、勤務計画の変更を可としている非常勤講師についても、5 月の勤務についての追給を行う場合には、6 月初めのシステム入力の際に確実に追給の処理を行うこと。
※6 月初めのシステム入力までに追給の処理を行っていない場合、6 月の期末手当に反映されません（今年度より任用期間が 6 月以上の非常勤講師には期末手当の支給があります。）。

担 当 人事・学事担当 浅野
TEL 048-830-6937
e-mail a6930-02@pref.saitama.lg.jp

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業に係る非常勤講師の勤務に関するQ&A(4月30日現在)

質問	回答	該当する非常勤講師
1 初任者研修非常勤講師(機関研修・年間8日)は勤務日を変更してよいのか。	原則、計画した日に勤務する。	初任者研修非常勤講師(機関研修・年間8日)
2 妊娠教員体育代替非常勤講師や妊娠養護教員対応非常勤講師、長期研修代替非常勤講師を今回の臨時休業中に発令することはできるか。 非常勤講師を今回の臨時休業中に発令することはできるか。 (4月30日変更)	緊急事態宣言が出されている期間の発令は行わない。期間終了後の発令となる。現時点では、5月10日(日)の予定である。 県からの臨時休業要請が出されている期間の発令は行わない。期間終了後の発令となる。現時点では、5月31日(日)の予定である。	妊娠教員体育代替非常勤講師 妊娠養護教員対応非常勤講師 長期研修代替非常勤講師 すべての非常勤講師
3 夏季休業日を短縮し、7月19日以降も授業を行う場合、7月18日までの措置期間となっている非常勤(妊娠教員体育代替非常勤講師、妊娠養護教員対応非常勤講師、長期研修代替非常勤講師)を措置してもらえるのか。	現時点では、7月18日までの措置とする。 なお、今後、対応に変更がある場合には、改めて連絡する。	妊娠教員体育代替非常勤講師 妊娠養護教員対応非常勤講師 長期研修代替非常勤講師
4 すでに発令を受けている非常勤講師については、臨時休業中も勤務させることは可能か。	臨時休業中、特例として、児童生徒が登校しない状況においても、計画どおり勤務させることができる。	すべての非常勤講師
5 年間の勤務日数が決まっている免許外教科担任非常勤講師の勤務計画を立てる際の留意点は？	勤務計画を作成する際には、長期休業中に授業日を設定することなども想定して作成すること。 ※勤務日数の範囲で弾力的に措置できる計画にする。	免許外教科担任非常勤講師
6 9月末までの勤務日数が決まっている小1問題対応非常勤講師の勤務計画を立てる際の留意点は？	夏季休業中に授業日を設定することなども想定して勤務計画を作成すること。ただし、措置期間が9月末日までであることに留意する。	小1問題対応非常勤講師
7 初任者研修非常勤講師(指導教員・年間70日)の勤務についての留意点は？	学校研修計画に基づき、勤務計画を作成すること。 ※臨時休業により、学校研修計画を変更した際には、非常勤講師の勤務計画も変更する。	初任者研修非常勤講師(指導教員・年間70日)

8 年間の勤務日数が決まっている非常勤講師について、勤務計画を変更する場合に留意点は？	勤務計画を変更する場合には、月のはじめに勤務計画のシステム入力が必要となるため、事務職員と連携を図って変更を行うこと。 ※変更手続きについては令和2年3月19日付教職第1300-2号を参照。原則として変更は当月内、同一時間数で行う。→下記Q&A9も参照	初任者研修非常勤講師(指導教員・年間70日) 免許外教科担任非常勤講師 少人数指導非常勤講師 学級運営等の改善のための非常勤講師 小1問題対応非常勤講師
9 臨時休業期間の見通しがつかない中、先を見通した勤務計画を立てることが難しい。どのように計画を立てればよいのか？ (4月27日追記)	どうしても当該月の勤務日数について見通せない場合には、<u>最低限の日数を計画しておくようにする</u>。実際の勤務日数が計画より多くなつた場合は、翌月の報告時にシステムで勤務計画を遡及修正することで、翌月の報酬支払時に追給される。 <u>※実際の勤務日数が月初めにシステムに入力した数より少なくなることはないようにすること。(展入が発生しないよう注意。)</u> 【例】 <u>例① (展入が発生しない例)</u> 5月1は2日間の勤務を予定していたが、実際には5日勤務した。 <u>例② (展入が発生してしまう例)</u> 5月1は5日間の勤務を予定していたが、臨時休業が長引き、実際には1日しか勤務しなかった。	初任者研修非常勤講師(指導教員・年間70日) 免許外教科担任非常勤講師 少人数指導非常勤講師 学級運営等の改善のための非常勤講師 小1問題対応非常勤講師

10	4月中に発令された非常勤講師がいるが、臨時休業のため4月中の勤務がなくなった。そのため、4月中に口座振替依頼書の取得及び勤務計画の作成が行えない。その場合、5月の報酬はどうなるのか？ (4月27日追記)	5月の報告期間内に口座情報及び勤務計画をシステムに登録すれば、5月の報酬は支払われる。 勤務計画の作成については、校長が職員の任期中の勤務計画書(案)を非常勤講師へ提示し、非常勤講師の了承が得られた後、校長が作成することとなっている。 勤務計画の作成が5月の報告期間内に間に合わない場合は、翌月の報告期間に5月から遡及して勤務計画を登録することになる。その場合、5月は報酬が支払われず、6月報酬支給時に追給されることになるので、報告期間内に登録が間に合わない場合は、非常勤講師に予め必ず説明をしておくこと。 5月報告期間：令和2年4月24日(金)～5月8日(金) ※口座情報登録の留意事項及び勤務計画の作成については令和2年3月19日付教職第1300-2号を参照。	すべての非常勤講師
11	非常勤講師に自宅勤務を命じる際の留意点は？ (4月27日追記)	自宅勤務については、1日単位とする。	すべての非常勤講師
12	自宅勤務を命じる際の旅行命令簿記入上の留意点は？ (4月27日追記)	・基本的に常勤職員と同様に記入すること。 ・旅行命令簿の「旅行方法」については、1日自宅勤務をする常勤職員と同様「(コ)その他」を記入すること。	すべての非常勤講師